

会員のきまり

相互援助活動の主旨をよく理解し
決まりごとは必ず守りましょう



- 1 約束した時間は必ず守りましょう。(開始・終了時間)
- 2 お互いのプライバシーを尊重し、活動で知り得た個人情報は、他人に漏らさないでください。退会後も同じです。
- 3 体調が悪いときや取消しの場合、見守り支援サポートセンターへ速やかに連絡してください。
- 4 援助活動にあたっては、事前に依頼会員とサポート会員がアドバイザーと共に十分打合せを行い、共通の認識を持っておきましょう。
- 5 見守り支援サポートセンターへ連絡なしに、会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。
- 6 両会員の有効期限は、会員登録後 5 年です。更新手続きをされないときは、自動的に退会となります。

お問い合わせ・お申し込み



丹波篠山市社会福祉協議会

丹波篠山市見守り支援サポートセンター

〒669-2205 丹波篠山市網掛 301 番地 丹波篠山市立丹南健康福祉センター内

電話 079-590-1112(直通) FAX 079-590-1123

開所日

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土・日曜、祝日、年末年始はお休みです)

丹波篠山市見守り支援 サポーター事業



～お互いが支えあう地域をめざして～

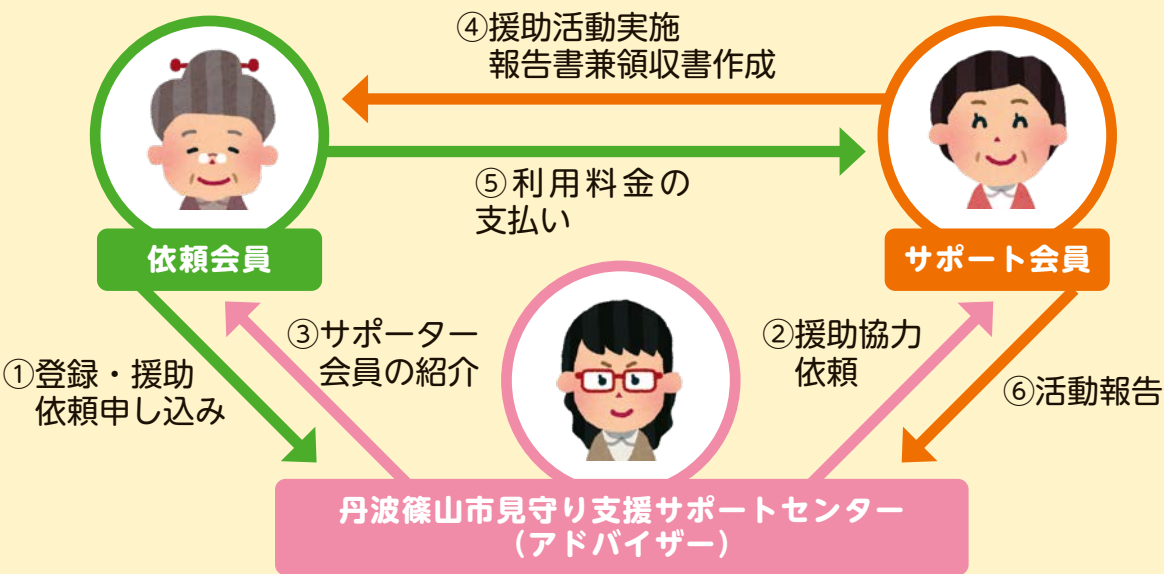
住み慣れた地域で、お互いがより良く生活ができる「お互いさま」の地域を、
会員同士の援助を通じて築き上げる活動です
あなたも支え合いの地域づくりに参加しませんか

丹波篠山市見守り支援サポーター事業とは

- ①丹波篠山市見守り支援サポートセンター（以下「見守り支援サポートセンター」という。）で行う活動は、手助けをしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いをしたい人（サポート会員）を会員として登録し、家事の手伝いや助け合い、さりげない見守りをする活動により、高齢者などが、自宅で安心して生活できるよう、支援する事業です。
- ②事業の実施主体は丹波篠山市役所で、丹波篠山市社会福祉協議会が事務局を担い、その事業の運営を行います。

見守り支援サポーター事業のしくみ

見守り支援サポートセンターは、会員の募集、登録、会員同士をつなぐ紹介および会員間で行う相互援助活動の調整を行います。



会員登録

- 依頼会員**・・・○丹波篠山市に住所を有する 65 歳以上で援助の必要な人
○丹波篠山市に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の要介護認定者、または要介護認定者と同等の状態の人で、「**手助けをしてほしい人**」
- サポート会員**・・・○丹波篠山市に住所を有する者で、丹波篠山市見守り支援サポートセンターが実施する養成講座を受講し、事業の趣旨を十分に理解した人で、「**お手伝いしたい人**」

*両会員とも入会金、会費は無料です。
*依頼会員本人が直接申し込みに来られない場合は、家族などが本人の代理で、登録することができます。

援助活動の内容

活動できること

- 掃除 ●片付け ●買い物
- 簡単な調理 ●ゴミ出し ●布団干し
- 配膳 ●窓ふき ●季節物の入れ替え
- 電球の交換 ●話し相手
- 手芸、ぬり絵、折り紙などの手作業
- 院内の付き添い ●買い物の付き添い
- 介護保険の訪問介護サービスでは対応できない簡易なもの

- 援助活動の申し込みは、アドバイザーが依頼会員の自宅を訪問し、援助活動計画書を作成し、サポート会員の調整を行うため、援助活動日より 10 日前までをお願いします。
- 会員相互の同意に基づく活動であるため、高齢者等の状態や病状などによっては、希望の援助が受けられない場合もあります。

援助活動時間

援助活動時間
平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時
1 回あたり 1 時間以内

- *毎年 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日は、お休みです。
- *土曜日、日曜日及び祝日の活動については、サポート会員の了解を得られた場合に限り、活動を行うことができます。

援助活動の報酬、報告書

報酬額
1 時間 600 円
(30 分以内は 300 円)

- 依頼会員は、定められた報酬額をサポート会員に支払ってください。
- 援助活動時間とは、サポート会員が援助活動を開始した時点から終了時点までとします。(依頼会員宅までの移動時間は含まれません)
- サポート会員が依頼会員宅までにかかった交通費は、報酬の対象になりません。
- 援助活動時に実費が必要となったときは、依頼会員が実費分を負担してください。(車を使用した場合は、1km＝20 円の実費分が別にかかります)
- 援助活動終了後、サポート会員は援助活動報告書を作成し、その都度、依頼会員へ手渡し、見守り支援サポートセンターへの提出は 1 ヶ月毎とします。

活動できないこと

- 食事介助 ●身体介助
- 服薬の介助や確認
- 金銭管理に関すること
- 家の外や庭の掃除
- 専門知識が必要な援助
- サポート会員の運転する車に同乗すること
- 依頼会員以外に対する援助など

- 援助活動計画書に基づいた活動をお願いします。変更がある場合は、必ず、見守り支援サポートセンターまでご連絡ください。



援助活動の取り消し

- ①依頼会員が援助活動を取り消す場合は、速やかに見守り支援サポートセンターに連絡してください。
- ②援助活動の取り消しに伴う取消料が発生することがありますので、十分注意してください。
- ③取消料は次のとおり、依頼会員がサポート会員に直接支払ってください。

取消連絡日	取消料
活動前日までの取り消し	無 料
活動当日の取り消し	報酬額の半額
無 断 の 取 り 消 し	報酬額の全額

活動中の事故について

会員間での解決を基本原則としますが、万一の事故に備えて補償保険に加入しています。(保険料はセンターが負担します)
援助活動中に事故が発生した場合は、必ず見守り支援サポートセンターまで連絡をお願いいたします。